

[トピックス](#) [分野別情報](#) [新着情報](#) [委員会からのお知らせ](#) [リスク評価](#) [意見募集等](#) [意見交換等](#) [用語集](#) [法令等](#) [リンク集](#)

[トップページ](#) > [委員会からのお知らせ](#) > [開催実績](#) > 第209回食品安全委員会議事概要

委員会からのお知らせ

第209回食品安全委員会議事概要

平成19年10月4日(木) 14:00~15:10

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 2品目

1) ジクロメジン

2) アゾキシストロビン

- ・厚生労働省からの説明。
- ・農薬専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 殺菌剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 2) 殺菌剤で、水稻等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「ダイムロン」に関する意見・情報の募集について

2) 「テブフェノジド」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 除草剤で、水稻に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。
- 2) 殺虫剤で、水稻、いちご、茶等に使用し、魚介類への残留基準値の設定が申請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬 ペンチオピラドに係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.081mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

○動物用医薬品3品目に係る食品健康影響評価について

2) チアンフェニコール

- ・事務局から説明。
- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.005mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

3) チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)

- ・事務局から説明。
- ・「本製剤の主成分であるチアンフェニコールの一日摂取許容量(ADI)を0.005mg/kg体重/日と設定する。ただし、薬剤耐性菌を介した影響についての評価は、引き続き当委員会において検討する。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

4) α 溶血性レンサ球菌症・類結節症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結ノレンサOil)・事務局から説明。

- ・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(農林水産省及び厚生労働省)へ通知することとなった。

5) プリオン 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「原料として供される豚及び家さんのBSEプリオンに対する感受性・伝達性は低い。仮にBSEプリオンが養魚用飼料に混入したとしても、魚がプリオンに感染し、プリオンが増幅することは非常に困難である。さらに、環境(水系)を通じたプリオンのヒトへのリスクを考慮しても、ヒトへのリスクは無視できると考える。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

6) 遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統(飼料)に係る食品健康影響評価について

- ・事務局から説明。
- ・「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき審査した結果、改めて食品健康影響評価は必要なく、当該飼料を家畜が摂取することに係る畜産物の安全性上の問題はないものと判断される。」との審議結果を了承し、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

<参考>

- 1) 殺菌剤で、キャベツ、レタス等への新規農薬登録申請がされています。
- 2)、3) 抗菌剤で、牛及び豚の細菌性肺炎などの治療に使用します。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。
- 4) フォトバクテリウム・ダムセラ・サブスピーシーズ・ピスシンダ及びラクトコッカス・ガルビエを不活化したものを主剤とするプリ

用の不活化ワクチンです。

6) 除草剤であるグリホサートに対し耐性を持つ大豆で、既に食品としての評価を終えています。

(4) 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について(厚生労働省からの報告)

・2物質を追加し、合計233物質となることを厚生労働省から報告。。

(5) 食品安全委員会の9月の運営について

・事務局から報告。

(6) 食品安全モニターからの報告(平成19年8月分)について

・食品安全モニターから8月中に報告された46件について事務局から報告。

(7) その他

・事務局から、以下の3点について報告。

1) 平成19年10月1日付けで専門委員の改選を行った。

2) 平成19年10月1日付けをもって化学物質専門調査会及び汚染物質専門調査会を統合し、新たに化学物質・汚染物質専門調査会を設置するとともに、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会を統合し、新たに微生物・ウイルス専門調査会を設置した。

3) 平成19年10月2日に開催された第1回化学物質・汚染物質専門調査会における決定に基づき、本調査会に、幹事会、化学物質部会、汚染物質部会及び清涼飲料水部会を設置した。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー